

## 議案第 1 2 号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 7 号を第 1 0 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(8) 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、川崎市児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

(9) 措置解除者等（法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する措置解除者等をいう。）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

第 3 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所の主たる業務に、児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと等を加えるため、この条例を制定するものである。